

議案第 1 2 0 号

三豊市駐輪場条例の制定について

三豊市駐輪場条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市駐輪場条例

(設置)

第1条 市内における道路交通の円滑化並びに自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便に供するとともに、自転車等の放置を防止するため、三豊市駐輪場（以下「駐輪場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三豊市詫間駅駐輪場	三豊市詫間町松崎708番地6
三豊市みの駅駐輪場	三豊市三野町下高瀬1944番地8、1944番地8地先
三豊市本山駅駐輪場	三豊市豊中町岡本1598番地1

(対象車両)

第3条 駐輪場に駐車できる車両は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車
- (2) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めた車両

2 駐輪場を使用する者（以下「使用者」という。）は、駐輪場内において市長が指定する場所に駐車しなければならない。

(供用時間)

第4条 駐輪場の供用時間は、終日とする。

(使用料)

第5条 駐輪場の使用は、無料とする。

(使用期間)

第6条 駐輪場の1回当たりの使用期間は、駐輪場に自転車等を駐車した日から起算して7日以内とする。

(駐車の拒否)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を自転車等に積載しているとき。
- (2) 駐輪場の施設、設備等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第8条 使用者は、駐輪場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第6条に規定する使用期間を超えて自転車等を駐車すること。
- (2) 他の自転車等の使用を妨げること。
- (3) 駐輪場の施設、設備等又は駐輪場内の自転車等を毀損し、又は汚損すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのあること。

(供用の休止等)

第9条 市長は、駐輪場の整備その他管理上必要があると認めるときは、駐輪場の全部又は一部の供用を休止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により、駐輪場の施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 駐輪場内における事故又は盗難によって生じた自転車等の損害については、当該損害が市の責めに帰すべき理由によるものでないときは、市はその責めを負わない。

(自転車等の移送等)

第11条 市長は、第6条に規定する使用期間を超えて駐車してある自転車等があるときは、規則で定めるところにより当該自転車等を移送し、及びこれを保管することができる。

- 2 市長は、前項の規定により自転車等を移送し、これを保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者又は所有者に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公

布の日から施行する。

(三豊市詫間駅南自転車駐車場条例の一部改正)

第2条 三豊市詫間駅南自転車駐車場条例（平成18年三豊市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、平成25年4月以後の定期使用に係る使用料を既に納付した者が当該期間の使用料の払戻しを請求したときは、市長は、規則で定めるところにより当該使用料を払い戻すことができる。

(三豊市みの駅前駐輪場条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三豊市みの駅前駐輪場条例（平成18年三豊市条例第33号）
- (2) 三豊市詫間駅南自転車駐車場条例
- (3) 三豊市本山駅前駐輪場条例（平成19年三豊市条例第42号）

(三豊市みの駅前駐輪場条例等の廃止に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行前に、前条の規定による廃止前の三豊市みの駅前駐輪場条例、三豊市詫間駅南自転車駐車場条例及び三豊市本山駅前駐輪場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第5条 この条例の施行の際現に附則第3条の規定による廃止前の三豊市詫間駅南自転車駐車場条例第6条第2項の規定により行われている使用料の還付に関しては、同項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

【議案第120号関係】

三豊市詫間駅南自転車駐車場条例(平成18年三豊市条例第34号)
一部改正 新旧対照表(抄)

《三豊市駐輪場条例附則第2条による改正》

改正後（案）	現 行
（使用料の還付） 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 2 前項本文の規定にかかわらず、平成25年4月以後の定期使用に係る使用料を既に納付した者が当該期間の使用料の払戻しを請求したときは、市長は、規則で定めるところにより当該使用料を払い戻すことができる。	（使用料の還付） 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。